

会 議 録

会 議 の 名 称	第 12 回 児童の放課後対策審議会
開 催 日 時	令和元年（2019 年）10 月 29 日（火） 16 時 00 分から 17 時 00 分まで
開 催 場 所	サンプラザ生涯学習市民センター 視聴覚室
出 席 者	委 員：荒木委員、植田委員、大西委員、小林委員、中口委員、横山委員 事 務 局：浄内社会教育部長、新内社会教育部次長、河田社会教育課長、赤土放課後子ども課長、黒臺社会教育課課長代理、北田放課後子ども課課長代理、宮澤社会教育課係員
欠 席 者	委 員：石橋委員、代田委員、蔦田委員
案 件 名	【議 事】 1. 「児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）」について
提出された資料等の 名 称	資料 1 第 2 期 児童の放課後対策審議会 委員名簿 資料 2 放課後子ども教室モデル事業 第三者評価まとめ [中間報告] 資料 3 児童の放課後を豊かにする基本計画（素案） 参考資料 1 「児童の放課後を豊かにする基本計画」策定スケジュール（案） 参考資料 2 放課後子ども教室モデル事業 第三者評価書 [全クール／様式]
決 定 事 項	・審議結果を踏まえ、必要な修正を行った後、スケジュール通りに策定作業を進めることについて決定した
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非 公表の別及び非公表 の 理 由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	社会教育部 社会教育課・放課後子ども課

審 議 内 容

事務局 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、公私ご多忙の折、ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。社会教育課の河田でございます。本日は第２期 児童の放課後対策審議会の第１回目の会議になりますので、まだ会長・副会長が選出されておられません。会長・副会長が決まるまでは、事務局のほうで進行をさせていただきますと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 それでは、早速ではございますが、社会教育部長の淨内より、ご挨拶申し上げます。

事務局 委員の皆様、こんにちは。社会教育部長の淨内と申します。

児童の放課後対策審議会、第２期の第１回会議の開催にあたりまして、本来でございましたら、教育長の奈良渉のほうからご挨拶をさせていただくところではございますが、他の公務がございますので、代わって私の方からご挨拶をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、児童の放課後対策審議会にご出席いただき、ありがとうございます。また、このたびは、審議会委員に快くご就任いただきまして、お礼申し上げます。

今期は、前の第１期に引き続き委員をお願いした方が９人おられまして、実は本日欠席の方もおられますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。そして、新たに委員をお願いいたします方が１人、小林先生、どうぞよろしくお願いいたします。合計１０人の先生方に、あらためて今期の委員にご就任いただきました。任期につきましては、令和３年の９月１２日までとなっております。

第１期におきましては、放課後子ども教室モデル事業を実施しておりました小学校の見学等も交えながら、「児童の放課後を豊かにする基本計画」の策定作業にご尽力をいただきました。その策定作業も、委員の皆様のご尽力のおかげをもちまして、そろそろ大詰めを迎えつつあるのではないかと感じているところでございます。

委員の皆様におかれましては、公私ともにご多忙と存じますが、本市における児童の放課後環境整備に向けた基本的な計画でございます「児童の放課後を豊かにする基本計画」の策定と、その進行管理に、ご理解・ご協力をいただきますようお願いをいたしまして、大変簡単ではございますけれども、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 本来なら、ここで、委員の皆様に、委嘱状の交付を行うべきところですが、時間の関係上、誠に申し訳ございませんが、皆様の机の上に置かせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。また、任期でございますが、令和３年９月までとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、事務局より委員の出席状況を報告いたします。本日の出席状況といたしましては、委員 10 名のうち、出席委員 7 名となっております。枚方市附属機関条例第 5 条第 2 項により、本審議議が成立していることを報告させていただきます。

それでは、早速ではございますが、会長、副会長の選出について議題とさせていただきます。この件につきまして、委員の方から、自薦・他薦など何かご意見はございますでしょうか。ないようでしたら、事務局において、提案がございしますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局

事務局といたしましては、会長は大西委員に、また副会長は後閑委員にお願いしてはどうかと考えていますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局

それでは、会長は大西委員、副会長は後閑委員で決定をさせていただきます。会長、副会長を選出していただきましたので、恐れ入りますが、大西会長、後閑副会長におかれましては、席のご移動をお願いします。

では、会長・副会長ご就任にあたりまして、一言ずつ、ご挨拶を頂戴したいと思います。まず大西会長からお願いいたします。

大西会長

神戸女子大学の太西でございます。第 1 期の際には、きちっとした成果が出せなくて、モデル事業というかたちでは何とか進めていくことができたのですけれども。先ほど、部長からもありましたように、大詰めに入ってきておりますので、児童の放課後を豊かにする基本計画を、素案からしっかり練って、良いものにしていきたいとおもいますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは続いて後閑副会長、お願いいたします。

後閑副会長

後閑でございます。よろしくお願いします。年月が経ち、職位が変わってきてまして、最初に就任した際には摂南大学の看護学部長でしたが、退職いたしまして、現在は名誉教授として称号をいただきましたので、この場に参加させていただいております。看護の立場からということで、参加させていただいておりますが、一生懸命努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それではここからは大西会長に会議の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

大西会長

それでは、先ほど事務局から報告のありましたとおり、本日の会議は定足数に達しているため、ただ今より会議を始め、私が進行をしてまいります。皆様どうかお力添えいただきますよう、お願いを申し上げます。

まず会議の前に、傍聴者への資料の配付について事務局から説明をお願いします。

事務局	枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条に基づき、本会議は公開となっています。審議会の配付資料については、傍聴者の閲覧に供するか、配付するよう努めることになっております。今回の会議は非公開情報が含まれていないと考えられますが資料の取り扱いに関して、傍聴者に配布するということによってよろしいでしょうか。会長からご確認を取っていただきますようよろしくお願いいたします。
大西会長	ただ今、事務局からの説明がありましたとおり、第12回児童の放課後対策審議会の資料の取り扱いですが、傍聴者に配付するということによってよろしいか。
(異議なし)	
大西会長	ありがとうございます。では、配付することで決定します。事務局よろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございました。
大西会長	傍聴者の方はいらっしゃらないですね。
事務局	今のところはいらっしゃらないです。
大西会長	ありがとうございます。次に、本日の資料の確認を事務局からお願いします。
事務局	本日の資料ですが、「次第」に続きまして、資料1「第2期 児童の放課後対策審議会名簿」、資料2「放課後子ども教室モデル事業 第三者評価まとめ〔中間報告〕」、資料3「児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）」、参考資料1「『児童の放課後を豊かにする基本計画』策定スケジュール（案）」、参考資料2「放課後子ども教室モデル事業 第三者評価書〔様式〕」となっております。資料は以上でございます。過不足等はないでしょうか。
大西会長	よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります前に、第2期がスタートして、委員の交代があったと伺っております。まず新たな委員の紹介をお願いします。
事務局	それでは資料1をご覧ください。本年9月13日から、第2期となり、表の6行目、枚方市立小学校長会からご推薦いただきました小林委員が、このたび栴山委員に代わり、新たに委員となりました。ご紹介をさせていただきます。小林委員でございます。小林委員、一言お願いいたします。
小林委員	藤阪小学校校長の小林でございます。八尾の中学校で38年間、勤務しておりまして、再任用で藤阪小学校に来させていただきました。何分、本校でも実施しております留守家庭児童会室を見るのも初めてで、非常に新鮮な気持ちで、毎日過ごさせていただいております。また、いろいろと勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。小林委員、これからどうぞよろしくお願いいたします。
	また、遠藤委員につきましては第1期をもってご退任されましたので、

ご報告させていただきます。委員のご紹介は以上でございます。

大西会長

ありがとうございます。それでは次第に従いまして、議事1「児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）」について、事務局より説明を求めたいと思います。素案本文の説明に入る前に、まず、資料2「放課後子ども教室モデル事業 第三者評価まとめ〔中間報告〕」について説明していただき、それから続いて資料3「児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）」の説明をお願いします。なお、資料3の素案については、第10回の本審議会において、一度全文にわたり事務局からご説明いただき、審議を行っておりますので、本日は、第10回の本審議会以降の修正点を中心に説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

それでは資料2「放課後子ども教室モデル事業 第三者評価まとめ〔中間報告〕」をご覧ください。

こちらは、放課後子ども教室モデル事業について、その実績や中身について、審議会委員以外の有識者に評価をしていただく第三者評価を行うべきであるとの本審議会でのご意見を受けて、昨年度実施いたしました第1クールと第2クールの内容について、中間評価として、ご覧の3名の有識者の方に評価をしていただいたものをまとめたものです。

今年の7・8月に実施いたしました第3クールは、すでに終えておりますが、終了後に児童・保護者へのアンケートを実施し、その回収・集計等を行い、現在ようやく第三者評価委員に全クールを通じた評価を依頼したところでございますので、本日は中間報告の内容についてご説明をさせていただきます、後日改めて第3クールも含めた評価についてご報告をさせていただきます。

なお、このあとご説明いたしますが、中間報告の内容は、これまで本審議会でご議論いただいております児童の放課後を豊かにする基本計画（素案）の中身に沿った評価がほとんどで、評価を受けて特に計画内容の方針転換を図らねばならないところはなく、また、第3クールの実績も、第1クール・第2クールと変わらないか増加しておりましたので、今後まとめる全クールの評価が、中間報告の評価内容と変わるようなことはないのではないかと考えております。

それでは資料の1ページ「B. 第三者評価まとめ」をご覧ください。

第三者評価については、大きく、「利用実績の評価」、「放課後子ども教室モデル事業参加児童及びその保護者のニーズと、放課後子ども教室モデル事業の実施内容に関する評価」、「総合的な評価」の3つに分かれています。

まず、「1. 利用実績の評価」の「（1）放課後子ども教室モデル事業の登録者に占める参加児童の割合について」ですが、①の第1クールより第2クールの方が、参加児童割合が5%下がったことについては、評価として、これはプログラムの内容がよくなかったからではなく、このような事業は、物珍しさも手伝って、最初は多くが参加するものだという評価をすべての委員がされており、今後の行政の対応としては、事業の推移を見守りたいと考えております。なお、参考まで、第3クールの参加児童割合に

つきましては、第1クールと同程度に戻ったところでございます。

1 ページ下段の②、参加人数を増やそうと、大人が指導するプログラムを増やすことの是非については、自由で自主的な仲間集団による遊びや集団行動を経験させる放課後子ども教室の目的にそぐわないため、控えめにしたほうが良いとすべての委員が評価されています。これへの対応ですが、この子ども教室のこの趣旨の目的については、すでに基本計画（素案）に記載しており、この評価を受けての計画の修正は必要ないものと考えております。また、事業の実施にあたっても、この考え方を踏まえて、大人による指導を伴うプログラムは、事業参加のきっかけづくり等にとどめ、控えめにするよう心がけてまいります。

2 ページ③の、留守家庭児童会室に比べ、放課後子ども教室登録者に占める実際の参加者割合が低いことについては、留守家庭児童会室は、児童の自由意志が尊重されやすい放課後子ども教室と事業の性格が異なるため、このような結果になったのではないかとすべての委員が評価されています。

④の登録者に占める参加者の割合が 10 数%であることについて、他市の1事例をもとに比較したことについて、2名の委員はその程度であろうとの評価で、1名の委員は1例では比較にならないと評価されておられます。

③と④の内容につきましては、対応として、事業の推移を見守りたいと考えております。なお、第3クールの同割合は約 19%で、第1クールと同程度でございました。

3 ページに移りまして、「(2) 放課後子ども教室モデル事業の参加児童に占める、留守家庭児童会室児童の割合について」ですが、①の放課後子ども教室参加者全体に占める留守家庭児童会室登録者の割合が 30%から 37%であり、そのうち、子ども教室参加後に、留守家庭児童会室にも登室した児童が 54%から 66%であったことに関しては、放課後子ども教室と留守家庭児童会室の総合的な運営でめざすところが、放課後子ども教室に参加した留守家庭児童会室登録児童の半数以上で実現されているとすべての委員が評価されています。この対応としては、事業の推移を見守りたいと考えております。なお、第3クールの本割合は、約 86%でございました。

次に、「(3) 放課後子ども教室と留守家庭児童会室をニーズに応じて使い分けられるようにする考え方について」をご覧ください。①の放課後子ども教室と留守家庭児童会室を一本化して、統合することについては、2名の委員が判断を保留し、1名の委員が一本化すれば混乱とサービスの低下を招くとの評価をされています。

また、②の放課後子ども教室と留守家庭児童会を共存させ、児童や保護者がニーズに応じていずれかを選択して、結果として留守家庭児童会室児童のニーズの一部を子ども教室が吸収することについては、2名の委員が判断を保留し、1名の委員が、ニーズに応じて選択できる環境があることが望ましい状況で、選択の結果、留守家庭児童会室登録児童が減少するこ

とに問題はないと評価されています。

①、②への対応については、基本計画では、上記の趣旨を踏まえて記載はしているものの、わかりにくいため、一部文言修正を行いました。ただし、判断を保留した委員もおられますので、このことについては、事業実施後も推移を見守りながら検証等を行ってまいりたいと考えております。

続いて4ページに移りまして、「(4) 放課後子ども教室モデル事業への参加児童に占める、放課後自習教室参加児童の割合について」、その割合が留守家庭児童会室の登録者に比べて低いことに関しては、子ども教室と自習教室が同一時間帯に実施されていることが影響していると思われますが、そのことについて、発達途上の児童にとっては学習も集団遊びもいずれも重要であり、開催日を調整するなど、いずれにも児童が参加できる環境整備が必要との評価をすべての委員がされています。これについては、事業の実施に当たり、配慮したいと考えております。

「(5) 効率的・効果的な事業運営の観点から、放課後子ども教室モデル事業の費用対効果について」、①の1校1時間につき15,200円の委託経費を要していることに関しては、経費は人件費だけではなく、また専門的な人材を配置する事業の経費としては妥当とすべての委員が評価されています。

5ページに移りまして、②の子ども教室参加児童一人当たり、1日1,900円の経費を要していることについては、安全・安心な環境の中で、児童の自主性や社会性、創造力の育成等を行う事業の性格を考えた場合、その経費は妥当とすべての委員が評価されています。

この①、②については、効率的・効果的な事業運営の観点も踏まえ、質の高い事業運営を行うことを基本計画素案に記載しておりますので、計画の修正は必要ないものと考えております。

次に「2. 子ども教室に参加する児童・保護者のニーズと、放課後子ども教室モデル事業の実施内容に関する評価」については、6ページの①、②に見るように、児童・保護者のそれぞれのニーズに一致した実施内容であったとすべての委員が評価されており、今後も適正な事業運営に努めてまいります。

最後に7ページ、「3. 総合的な評価」については、業務委託仕様書に基づき、委託事業者の自己評価及びそれに対する教育委員会の評価を行ったことに関して、評価を適正に行っており、その内容についても概ね妥当との評価をすべての委員からいただきました。今後も適正な事業運営に努めてまいります。

それでは続きまして、資料3の「児童の放課後を豊かにする基本計画(素案)」をご覧ください。こちらは第10回の本委員会でご説明しておりますので、その後修正を行った部分を中心にご説明いたします。表紙に記載がございますように、薄いグレーの網掛け部分が、第10回の本審議会において、委員からご意見をいただき、修正を行ったものと、その後の庁内議論等を踏まえた時点修正等を行ったものでございます。

それでは表紙の裏にあたります「はじめに」をご覧ください。「はじめ

に」につきましては、表現の重複等がありましたので、内容は変えることなく、全文の文言を整理いたしました。

次に3ページ、下段の「(3) 意見募集の実施」をご覧ください。前回の本委員会では、本基本計画について、11月中の策定予定とご説明させていただき、それに合わせて意見募集も10月に実施する予定でございましたが、このたび現在策定作業中の「枚方市子ども・子育て支援事業計画」と策定期限を合わせ、令和2年3月の策定とすることにいたしましたので、意見募集も本年11月の文教委員協議会での説明後、12月頃に実施する予定となりました。

次に4ページ、上段の「a. 本市の人口の将来予測」のグラフですが、間もなく本市が新たなデータが公表するとの情報を得ておりますので、公表され次第、新たなデータに差し替えをいたします。

同じく4ページ下段の「b. 女性・男性の労働力率の推移」ですが、修正前の素案では、「男性よりも女性の方が、労働力率が低い」という結果のみを記載しておりましたが、年を追うごとに女性の労働力率の向上が見られ、男性に近づくという傾向についても加筆をしました。

次に11ページをご覧ください。(2)の一番下グラフの上の下から2行目、「学校施設の活用」という部分ですが、修正前の素案で「普通教室をはじめ、学校施設の活用」と書いておりましたところ、審議会の委員から、学校により、普通教室を活用できないところもあるのではないかとご意見をいただき、事務局としても、普通教室だけでなく、特別教室の空き時間の活用なども想定しておりますので、「普通教室をはじめ」を削除し、このように修正いたしました。

続いて13ページ、「3. 放課後自習教室事業」の(1)の網掛け部分をご覧ください。前回ご説明いたしましたときは、2学期から学習支援員を配置予定としておりましたが、現在すでに配置しておりますので、表現を現在進行形に時点修正いたしました。

同じく14ページの「(2) 課題」の網掛け部分も、状況に合わせて文言の整理を行いました。

次に15ページの放課後子ども教室モデル事業の実施結果の表の下側でありますが、すでに第3クールが終了しておりますので、新たに数値を加えました。

続いて18ページの下段、「(2) 課題」の網掛けは、文言の整理を行ったものです。

次に19ページ、中段の「③スタッフの質の向上」をご覧ください。修正前の素案には本項目はありませんでしたが、本審議会において、良好な事業運営のためには、スタッフの質の向上が必要とご意見を踏まえ、新たに本項目を加筆いたしました。

続いてその下の「6. 効率的・効果的な運営」でありますが、修正前の素案では、本項目は「財源の確保」というタイトルでしたが、委員からの、「重要なのは子どもの主体の保障であり、単なる経費の問題として事業運営を捉えるのではなく、子どもの主体を保障しながら効率的・効果的

に事業を実施する観点から捉えるべき」とのご意見をいただいたため、タイトルを「効率的・効果的な運営」に変更し、その下、「児童の自由で自主的な活動を尊重しながら」とか、「児童の発達課題に応じた主体性の育成を目的として、児童の放課後対策を進める必要があります」等の一文を加筆いたしました。

続いて 20 ページ、「1. 基本理念」の黒の網掛け部分をご覧ください。「枚方子どもいきいき広場」につきましては、従来この部分は「留守家庭児童会室、放課後子ども教室、放課後自習教室等」としておりましたが、「等」は「枚方子どもいきいき広場」のことですので、明確に記述いたしました。以下、基本計画内の同じ表現は、すべて同様に修正を行っております。

続いて 21 ページ、上から 7 行目の見え消し部分については、審議会委員から、多分そうだろうとは思いますが、エビデンスがないため削除すべきとのご意見を受けて、削除いたしました。

同ページ中段の（2）の 3 行目、「生活文化」、「伝承文化」のところについては、委員からの文化の中身に関して質問をいただいたことを受けて、加筆したものです。

続いて 23 ページ、下側の表の「総合型放課後事業」のところですが、ここは、従来「総合的かつ効率的・効果的な放課後対策」と記載しておりましたが、わかりにくいため、このように修正いたしました。また、ここには、従来個別の事業名として、放課後自習教室、放課後子ども教室、留守家庭児童会室の 3 事業のみ記載をしておりましたが、学校内で児童を対象として課外に実施する事業としては、枚方子どもいきいき広場もあることから、これを事業名として加えました。この総合型放課後事業では、4 事業がそれぞれに緊密に連携・協働しながら、一体的な運営が可能な部分は一体的に運営する、総合的な運営を行うことで、効率的・効果的に放課後対策を進めてまいりたいと考えております。

次に 24 ページ、「2. 放課後自習教室事業」の網掛けは、時点修正でございます。

続いて 25 ページをご覧ください。「3. 放課後子ども教室事業」の中段から下段にかけて、これまで子ども教室において、遊びだけでなく宿題等も行っていることについてあまり触れていなかったため、子ども教室における学習側面についても触れるとともに、それ以下は、修正前の文章がわかりにくいとのご意見を審議会委員からいただいたため、ご覧のように修正し、先ほどご説明をいたしました総合型放課後事業の考え方にに基づき、4 事業の連携・協働を試行的に実施し、その検証を行う旨を記載いたしました。

次に 27 ページの上段の「目標事業量」と書かれた表をご覧ください。これは、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、留守家庭児童会室における目標事業量を示したものですが、従来全学年合計の目標数値だけを示しておりましたが、現在策定作業中の枚方市子ども・子育て支援事業計画において、その内訳を記載することになりましたので、それと整合を図

るため、本基本計画にも記載したものです。

「(2) 放課後自習教室事業」の表の網掛け部分ですが、自習教室については、現在その再編・拡充策について検討しておりまして、今後は単なる参加者数の増加をめざすのではなく、定員を定め、参加した児童に質の高い学習支援を行なうことをめざしたいと考えているため、参加者の増加の部分は削除いたしました。また、これに合わせて、目標事業量も、定員に対する参加児童割合に変更いたしました。

続いて 28 ページをご覧ください。(4) の中段、網掛け部分につきましては、放課後子ども教室モデル事業の第三者評価におきまして、放課後対策事業の総合化にあたっては、留守家庭児童会室を子ども教室に統合、一本化するのではなく、事業を並存させたまま、児童・保護者のニーズに応じて、事業を選択できるようにすべきとのご意見と、効率的・効果的な事業運営の観点から、文言の整理を行いました。

最後に 30 ページの上段、注 13 の「総合型」の説明のところでございますが、本基本計画で示す総合型の意味について、整理を行いました。長くなりましたが、本素案に関する前回ご説明した資料からの修正点は以上でございます。

大西会長

ただ今、放課後子ども教室モデル事業の第三者評価の中間報告と、基本計画素案の修正点について説明がありましたが、このことについて、ご質問やご意見はございませんか。

植田委員

基本計画(素案)の 21 ページ、「枚方いきいき広場」と修正いただいておりますが、「枚方子どもいきいき広場」だと思いますので、修正をお願いします。

事務局

わかりました。修正させていただきます。

大西会長

全てそうになっていますか。

植田委員

ほかは全部入れていただいています。

後閑副会長

すみません、6 ページ、7、8 ページ等に、パーセントで書かれているのですが、これは全体で、例えば 2 年生だったら何人なのか、4 年生なら何人なのか、全体数をどこかに書かれると、概要が分かりやすいと思うのですけれども。ここの人数が書いていなくて、ただ 8 ページの「(1) 何人の友達と遊ぶか」というところだけ 2 人、いや、これは 2 人回答ではないですね、2 人の人と遊ぶのが 21%ということですね。やっぱり全体の人数がどこかに書かれていないと、何人の方がこう言っているのか分からないので。

事務局

わかりました。

大西会長

はい、ありがとうございます。ほか、ございますか。

後閑副会長

すみません、よろしいでしょうか。17 ページのところなんですけれども、表がずっとありまして、運営の概要というところで、実施期間とその内容がずっと表で表されていて、表を見ればわかるんですけれども、ただ、文章として結果的にどうなったのかというところが欲しいかなと思って考えていたのですが、「(3) 課題」の①の 5 行目ぐらいまでが、この表の説明というか、概要と思ったんですね。これを上に移して、課題として

は、放課後子ども教室の全小学校対象とした実施が、今後必要であるということを書きたいんだろうと思うのですけれども、それも触れるとしたら、行政サービスの公平性の観点から実施が求められますと言っているんですが、やはり放課後子ども教室モデル事業をそれぞれ特色のある小学校で実施した結果、それによってニーズがあるし、実施した内容も適切だという第三者評価もあることから、他の学校にも広げる必要があるのではないかなということが、このところで書かれていくことが必要ではないかなと思います。

また、こんなこと言ってしまって良いのかわからないんですけれども、行政サービスの公平性の確保の観点から 45 校に広めるということが、やっぱり行政サービスとして必要なんでしょうか。公平性というのは、それぞれの学校によるかなと思うのですけれども。

大西会長

はい、ありがとうございます。では、まず 16、17 ページの利用の傾向とニーズ、保護者の満足度といったそのあたりの文言ですね、それについてはどうでしょうか。先ほど、後閑委員からありましたのは、「課題」に記載している冒頭の部分がそれにあたるのではないかなということでしたが。

事務局

その部分は上に移すことについて検討します。

大西会長

それでは、17 ページの最後の 2 行、放課後子ども教室モデル事業は 4 小学校で実施しましたが、本格実施にあたっては、というあたりですね。そのこのところについてはどうでしょうか。

事務局

行政サービスとしては、やはり全小学校を対象とするというのが公平であるという意味で記載しています。

大西会長

この委員会が始まったときから言っていますが、地域の事情に合わせて、放課後子ども教室の形態、スタイルを決めていく、地域ごとにニーズに対応していったらよいのではないかなということを、大分前から話をされているんですね。そういう意味で言うと、ニーズへの対応として、各小学校へ広げていくという、先ほど後閑委員が言われたような文言で整理をされたほうが良いのではないのでしょうか。そうでないと、今までの経過がどうなるかなと。例えばこの放課後子ども教室と似たようなシステムがある小学校に存在するとするならば、そこはコーディネート業務といいますか、各それぞれの教室とか、留守家庭児童会室のような事業等のコーディネートを上手くやっていくようなことで、機能すれば良いのではないかと。資源がないということであれば、事業展開ということやっていけば良いのではないかと。すべて公平に、同じシステムを全部入れようというわけではない、地域事情に合わせて、子どものニーズ、主体性を尊重するということを大前提として、ずっと考えてきたのではないかなと思うのですが。

事務局

「地域の実情にあわせて」ということは、国のプランにも書いてあります。当然 45 校ありますので、施設の使用等方法も違ってきますので、おのずと柔軟に対応していくことになるかと思います。そういったことも含めて公平という捉え方で良いのかなと思います。表現につきまして

	は、修正したいと思います。
大西会長	あのとき公平と言っていたのは、恐らく住民側サイドに立った、公平なサービスということで。行政サービスとしてすべて均一のサービスを提供するのではなくて、いろいろな地域事情に合わせたサービスを平等に適用されているという状態をつくることができれば良いと。その辺は文言の問題だと思しますので。いかがでしょうか。
荒木委員	基本的には子どもにとってのものなので。
大西会長	はい、ありがとうございます。ほかは修正点とかはいかがでしょうか。結構、修正していただいておりますけれども。
	ほか、委員の皆さま、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようでしたら、今後、この素案はどのように取り扱われるのかについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、それでは参考資料１『『児童の放課後を豊かにする基本計画』策定スケジュール（案）』をご覧くださいませでしょうか。今後、11月に教育委員会と市議会文教委員協議会におきまして、基本計画素案についてご説明し、いただいた意見をもとに必要な修正等を行った後に、本審議会の名前で、パブリックコメントに相当する「意見聴取」をインターネットでありますとか、市内各所での文書配布によるアンケートにて行ないまして、その結果を踏まえた必要な修正を行っていきます。その後、来年1月の本審議会を経て、基本計画の答申をいただきます。その後、来年2月にあらためて市議会文教委員協議会にてご説明を行った後、2月または3月の教育委員会定例会において、基本計画を策定する議決をいただく予定としております。
大西会長	ただ今の事務局の説明について、何かご意見やご質問はございますでしょうか。
	これを踏まえてあと1回、審議会が開催されるということで、この時には素案でなくてできあがっているのでしょうか。
事務局	「案」というかたちになります。
大西会長	その後、文教委員協議会に出て、教育委員会定例会で議決後、策定ということですね。
	そのほか、いかがでしょうか。
後閑副会長	すみません、つまらないことなんですけれども、素案の表紙に記載している、「就学」という文言を入れたというのは、何か意味があるのでしょうか。
荒木委員	実施するのは各小学校であっても、利用するのはその地域の子どもたちになるので。どう捉えるかですね。
事務局	少し調べて、検討させていただきます。
後閑副会長	入れても入れなくても、どちらでも大丈夫なんですけれども、入れる意味があるならば入れるべきだと思ったものですから。
大西会長	障がいのある児童の就学猶予というのは、枚方市ではあるのでしょうか。一人でもいるとするなら、これはならないということになります。
事務局	おっしゃるとおりです。確認します。

大西会長	重い病気を持っていて、病院で入院していても、教育を受ける権利は保障されています。 児童福祉の観点からみると、18 歳までということになりますね。教育基本法では、児童というと小学生に限定していますが。前に小学校と入れないといけませんかね。中・高校生は入っていませんもんね。厳密にいうと、そういうことになってきます。
横山委員	学童は6年生までで、中学生は生徒ですよ。
大西会長	小学校ですが留守家庭児童会室と言いますよね。学童会とは言わないですよ。
事務局	学童保育と呼んで実施している場合もあります。
大西会長	後ろの用語説明で、この計画に関してはということで、「児童」という項目をあげてしまうかですね。そのときに、「就学」をつけるのであれば、「就学児童」という説明をしていただければと思いますけれども。 よろしゅうございますか。では、その辺のあたり、修正を加えていただくということで、本日いただいたご意見等を踏まえ、必要な修正等を行い、事務局説明のとおり基本計画の策定作業を継続していただくことについて、本審議会として確認したということによろしいですか。 (異議なし)
大西会長	ありがとうございます。それでは最後に、参考資料2「放課後子ども教室モデル事業 第三者評価書[様式]」について説明をお願いします。
事務局	はい。それでは参考資料2の第三者評価書様式についてご説明いたします。これは、放課後子ども教室モデル事業の第3クールを終えて、第3クール及び全クールについて、第三者評価委員に評価をしていただくために送付させていただいた評価書様式でございます。 すでに中間報告用の評価書で、放課後子ども教室に関する考え方はお聞きしており、今回は第3クールを実施したことで、全クールの数値が揃ったことを踏まえた評価が中心となりますので、評価項目数が中間報告時よりも少なくなっております。 評価項目は、利用実績の評価として、「(1) 放課後子ども教室モデル事業への登録者に占める参加児童の割合について」と2ページの「(2) 放課後子ども教室モデル事業の参加児童に占める、留守家庭児童会室入室児童の割合について」があり、最後に4ページの「2. 総合的な評価」として、全クールを通じた総合的な評価をお願いしております。 これにつきまして、次回審議会では、本第三者評価の結果も併せて基本計画案についてご説明させていただきます。以上でございます。
大西会長	ただ今の事務局の説明について、何かご意見やご質問はございますか。 先ほどの中間報告の説明をしていただいていたときに、「保留」というものがありましたが、保留の理由というのは、ただ記載がないだけでしょうか。
事務局	特に記載がなかったので保留ということですよ。

大西会長 事務局 大西会長	意見が言い難い内容ということでしょうか。 恐らくそういうことだろうと思います。 そうであるならば、保留にした理由をきちっと明記してもらえないですかね。
事務局	もう少し効果・成果など、詳しい情報がわからないと、判断が難しいということでした。
事務局	一人の委員からはそのような意見でした。
事務局	あと、第1・2クールを見るだけで判断できる内容とは考えられないというご意見をいただいております。
大西会長	意見をいただいている、回答を保留しているのでしたら理解できるのですけれども、何も記載がなくて、それを保留扱いするのはどうでしょうか。一応、専門家として評価いただくので、何か我々に欠けている観点があたり、これは評価に値しないというようなことがあるならば、ぜひともお聞きしたいと思うんですけれども。次は最後の評価になりますね。この第3クルールの第三者評価というのが最後になりますよね。
横山委員	第三者評価の件で、1点、質問させていただきたいのですけれども、前々回の会議で、評価委員の方が現場に出向いてはどうかというお話が出ましたよね。この中に何も記載していませんが、結局は出向かなかったのでしょうか。
事務局	お声がけはさせていただいたんですけれども、皆さまご多忙な方々なので。
横山委員	やっぱり動線など実際に見ていただいていた方が、そういったところもご意見や良い案もいただけたのかなと、やはり数字や書面だけで判断するのは違うのかなという気持ちがありましたので。
事務局	依頼しに行ったときに、視察をできればということでお誘いはしたのですけれども、なかなか日程が合わずに見ていただくことができませんでした。
中口委員	我々も視察に行っていますし、自分の目で見るのと、ただの数値を見ているだけでは全然違いますよね。
大西会長 中口委員	行ってみてびっくりしたこともありましたが、それでも。 それも良いことだと思います。
大西会長	モデル事業は終わったので、実際に見ていただくことはできないですけれども、全く枚方市のことを知らないわけではないというわけではなく、市の審議会委員を3人ともされているので、特にお二人の方は子ども・子育て審議会の委員ですし、おひとりの方は地域福祉という、いわゆる地域の専門性を持っていらっしゃる方ですので、ある程度その専門性の中でご判断いただいたのかなと思います。
小林委員	ほかにいかがでしょうか。小林委員、何かどうでしょうか。 結局、放課後自習教室と留守家庭児童会室をどうするかということでしょうか。今現在もトライグループの方が、放課後自習教室に入っているようですよね。次年度、やる気ングリーダーの方はやめていただいて、トライグループの方に実施していただくという方向性なんではないでしょうか。

大西会長 事務局	やる気ングリーダーの方々にはやめていただくのですか。 今、ちょうど教育委員会の中でも検討している最中ですので、決定はしていません。
小林委員	子どもたちとやる気ングリーダーの方々とは地域の方々と、非常に密接な関係性を築いています。トライグループの方も専門的な方たちなので、教えていただくということでは良いのではないかと思いますけれども。学校によってはやる気ングリーダーの方々を確保するのも難しいということも聞いておりますが、全て変えてしまう必要はないかと、個人的に思っているのですが。本校でしたら、やる気ングリーダーの方に十分良くやっただいていてのではないかなあという感覚はあったのですけれども。
大西会長	そういうのは総合型で、一緒に連携してやっていければ一番いいわけ。そもそも、この放課後子ども教室ができることによって、地域資源が排除されるということがないようにするというのが前提でしたので。うまく協働ができるようになっていけると、地域の需要に合わせた、総合型の展開ということになっていくと思うんですけれども。 この場合は割と自由に発言ができますので、素案から次の案になっていく過程でも、何かお気づきの点がありましたら遠慮なくおっしゃっていただければと思います。子どもの主体性を重視して、尊重して、そちらの観点からより良いものにしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。 ほか、よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようでしたら、本日の議案は終了しましたが、事務局から何かありますか。
事務局	本日の資料に関しまして、その他ご意見等がございましたら、期間が短く申し訳ございませんが、11月5日の火曜日までに事務局の社会教育課まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。頂きましたご意見を踏まえまして、必要な資料の修正等を行った後に、先ほど説明させていただきましたスケジュールを進めてまいります。以上でございます。
大西会長	それでは、以上をもちまして、第12回の児童の放課後対策審議会を終了します。どうもありがとうございました。